

# 条例の対象事業・規模要件

対象事業		浜松市環境影響評価条例			環境影響評価法		
		第1種事業	第2種事業	特定地域 <sup>*1</sup>	第1種事業	第2種事業	
1	道路の建設	高速自動車国道	－	－	－	すべて	－
		高規格幹線道路	すべて	－	－	－	－
		一般国道等	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上	5ha以上	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上
		林道	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上	5ha以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上
2	ダム又は 放水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	5ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	5ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
		堰	－	－	－	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		湖沼開発	－	－	－	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
3	鉄道の建設	新幹線鉄道	－	－	－	すべて	－
		鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	5ha以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上
4	飛行場の建設	滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上	5ha以上	滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上	
5	発電所の建設	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上	5ha以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上
		水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上	5ha以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上
		地熱発電所	－	－	－	出力1万kW以上	出力7,500kW以上
		原子力発電所	－	－	－	すべて	－
		風力発電所	出力7,500kW以上	出力1,000kW以上	5ha以上	出力1万kW以上	出力7,500kW以上
		太陽光発電所	敷地面積50ha以上又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	敷地面積 5ha以上	出力4万kW以上	出力3万kW以上
6	廃棄物処理 施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		ごみ処理施設 (焼却以外)	－	処理能力500t/日以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
		し尿処理施設	処理能力200kl/日以上	処理能力150kl/日以上	5ha以上	－	－
		最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積15ha以上	5ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上
		産業廃棄物焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		産業廃棄物中間 処理施設 (焼却以外)	－	(破碎) 処理能力1,000t/日以上 (破碎以外) 処理能力500t/日 以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
7	埋立て又は干拓	面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	面積50ha超	面積40ha以上	
8	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
10	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
11	流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
12	住宅団地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
13	工業団地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上	
14	農用地の造成	農用地面積100ha以上	農用地面積50ha以上	5ha以上	－	－	
15	残土の処分	面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	－	－	
16	土石の採取	面積50ha以上	－	5ha以上	－	－	
17	レクリエーション施設用地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	－	－	
18	複合開発用地の造成	面積50ha以上	－	5ha以上	－	－	
19	下水道終末処理場の建設	敷地面積10ha以上	敷地面積7.5ha以上	5ha以上	－	－	
20	工場等の建設	(設置) 排出ガス10万Nm <sup>3</sup> /h以上 (バイオマス20万Nm <sup>3</sup> /h以上) 又は 排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	(変更) 排出ガス10万Nm <sup>3</sup> /h以上 (バイオマス20万Nm <sup>3</sup> /h以上)	－	－	－	
21	高層建築物の建設	高さ100m以上 かつ延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	－	－	－	－	
22	リゾートマンション又は リゾートホテルの建設	延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上	－	－	－	－	
23	その他規則で 定める事業	都市公園の建設	土地の形状の変更面積 100ha以上	土地の形状の変更面積 50ha以上	－	－	－
		河川又は海岸の改変	－	－	5ha以上	－	－

※1 「特定地域」とは、土地の形状を変更する面積が5ha以上の場合、第2種事業として取扱う地域のことです。（太陽光発電所のみ敷地面積で判断）  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の「特別保護地区」、自然公園法第20条第1項の「国定公園特別地域」、静岡県立自然公園条例第19条第1項の「県立自然公園特別地域」、静岡県自然環境保全条例第13条第1項の「県立自然環境保全地域特別地区」、都市緑地法第12条第1項の「特別緑地保全地区」を指します。

注) 面積の取扱いについては対象事業により異なりますので、お問い合わせください。